

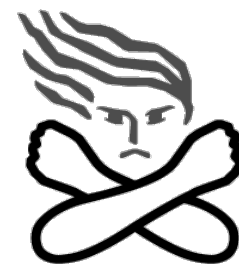


内閣府
男女共同
参画局

女性に対する暴力の現状

※本資料は、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の第5分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の施策に関連するデータについて、暴力の種類別に整理をしたものです。本資料に掲載しているデータは、特に記載がない限り、性別を合計した数値であることに御留意ください。

令和6年12月
内閣府男女共同参画局



女性に対する暴力根絶
のためのシンボルマーク

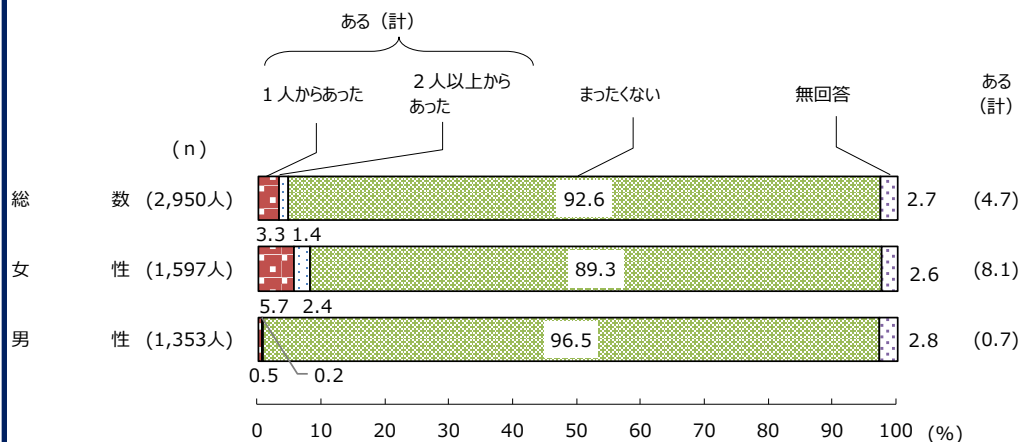
目次

性犯罪・性暴力関係	2頁	男女間における暴力に関する調査【抜粋】(「不同意性交等の被害」について)
	4頁	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数の推移(令和元年度～5年度)
	5頁	ワンストップ支援センターへの相談者の性別・被害時の年齢
	6頁	ワンストップ支援センターへの相談の被害類型
	7頁	加害者との関係
	8頁	ワンストップ支援センターへの相談までに要した時間
	9頁	AV出演被害に関するワンストップ支援センターへの相談状況
	10頁	不同意性交等・不同意わいせつ認知件数の推移
	11頁	不同意性交等・不同意わいせつ検挙件数の推移
	12頁	若年層の痴漢被害等に関するオンライン調査【抜粋】
	14頁	痴漢事犯に関する検挙件数・発生場所等のデータ
	15頁	SNSに起因する事犯の被害児童数の推移
	16頁	児童買春及び児童ポルノ事件の検挙件数の推移
	17頁	私事性的画像に係る事案の相談等状況
配偶者暴力(DV)関係	18頁	男女間における暴力に関する調査【抜粋】(「配偶者からの暴力の被害」について)
	20頁	配偶者暴力相談支援センター数の推移
	21頁	配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移(年次)
	22頁	DV相談者の年齢・相談内容
	23頁	警察における配偶者からの暴力事案等の相談等状況
	24頁	保護命令事件の処理状況等の推移
	25頁	女性相談支援センターによる一時保護者数の推移
ストーカー関係	26頁	警察におけるストーカー事案の相談等状況
	27頁	警察におけるストーカー規制法に基づく行政措置
ハラスメント関係	28頁	令和5年度労働局雇用環境・均等部(室)への相談件数・相談内容(男女雇用機会均等法関係)

男女間における暴力に関する調査【抜粋】（令和6年3月公表） （「不同意性交等の被害」について）

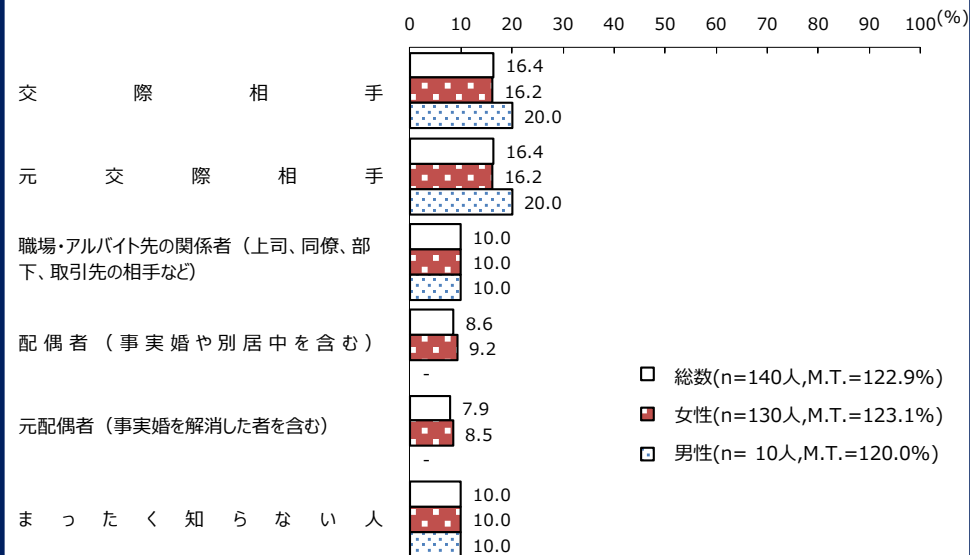
① 不同意性交等をされた経験

・ 全体の4.7%、性別で見ると女性の8.1%、男性の0.7%は不同意性交等の被害にあったことがある。



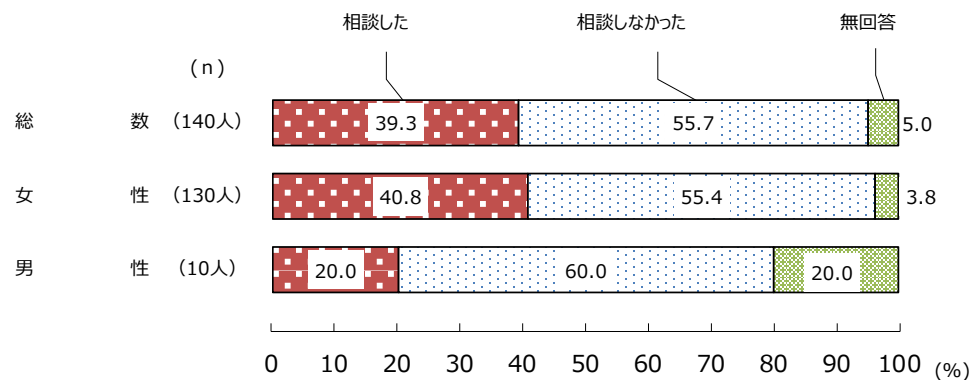
② 加害者との関係（複数回答）

・ 「交際相手」・「元交際相手」がそれぞれ20.0%、「まったく知らない人」が10.0%となっている。



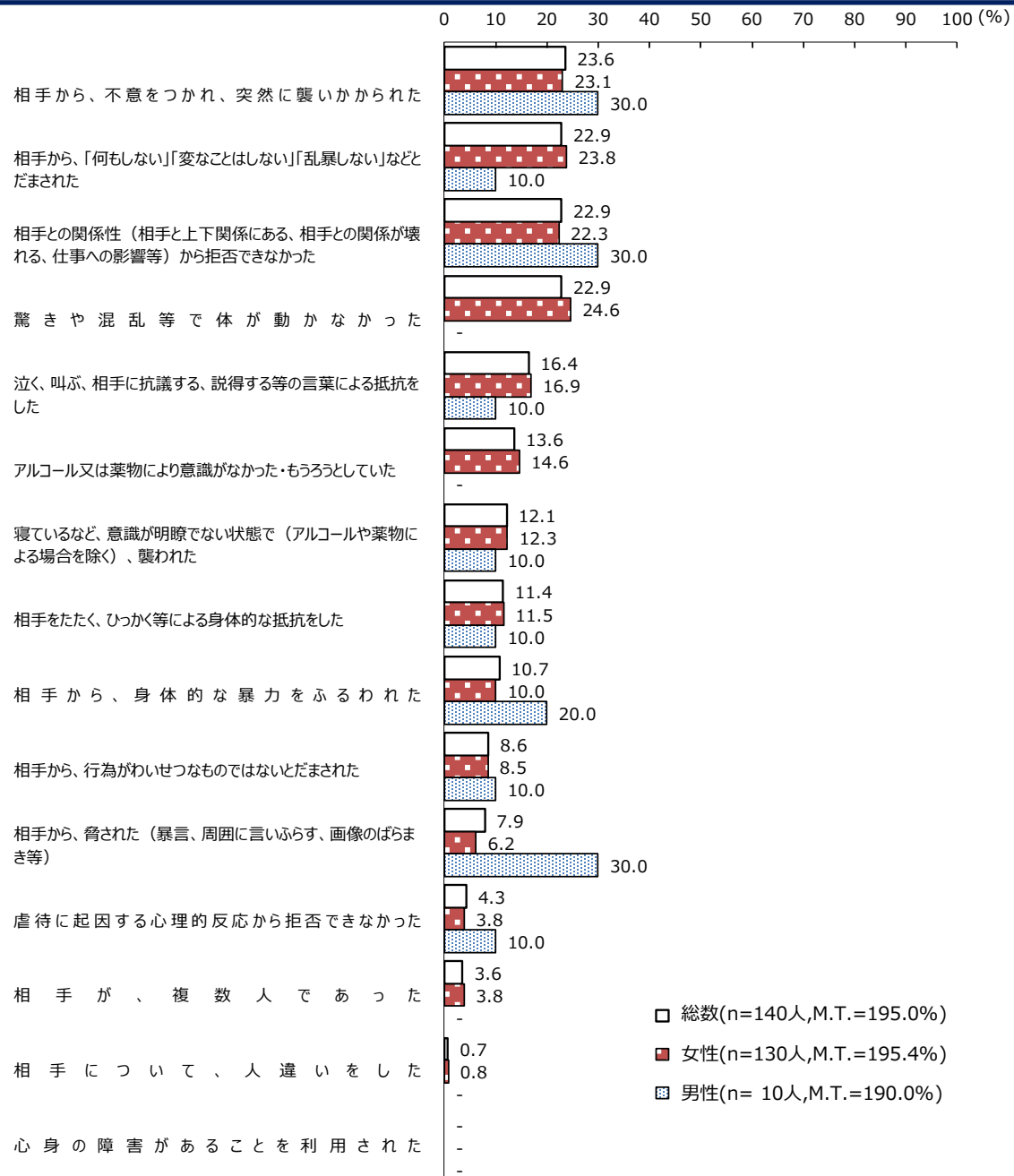
③ 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

・ 被害を受けた人の55.7%、性別で見ると女性の55.4%、男性の60.0%はどこにも相談していない。



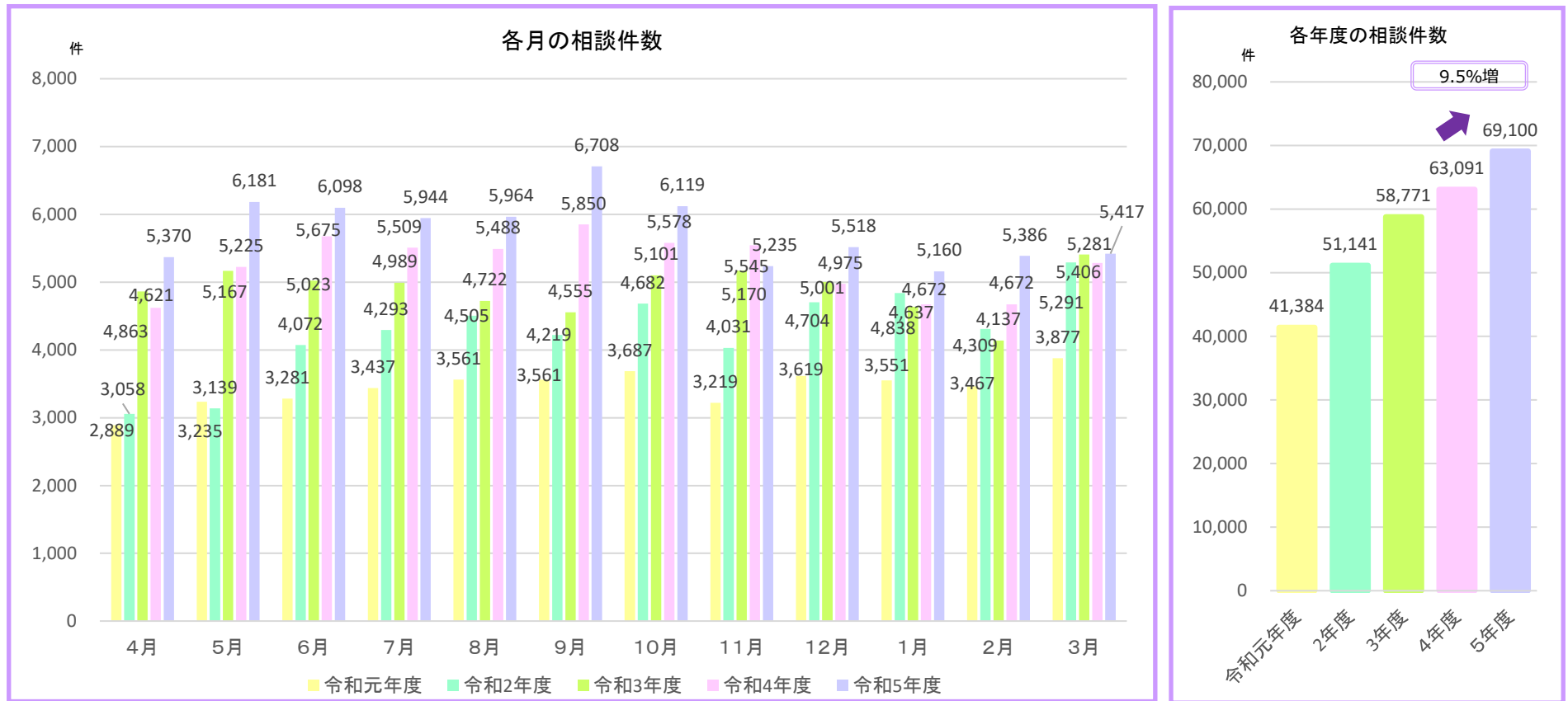
男女間における暴力に関する調査【抜粋】（令和6年3月公表） （「不同意性交等の被害」について）

④ 被害にあったときの状況（複数回答）



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 相談件数の推移(令和元年度～5年度)

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、**年々増加**。
令和5年度は、**前年度比9.5%増**。(11月を除き、前年度を上回って推移)



- 注：1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・SNS等による相談の合計。
2. 対象となるセンターは、令和元年度49か所、令和2（2020）年49か所、令和3（2021）年度49か所、令和4（2022）年度50か所、令和5（2023）年度50か所。

ワンストップ支援センターへの相談者の性別・被害時の年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

性別

<電話相談>

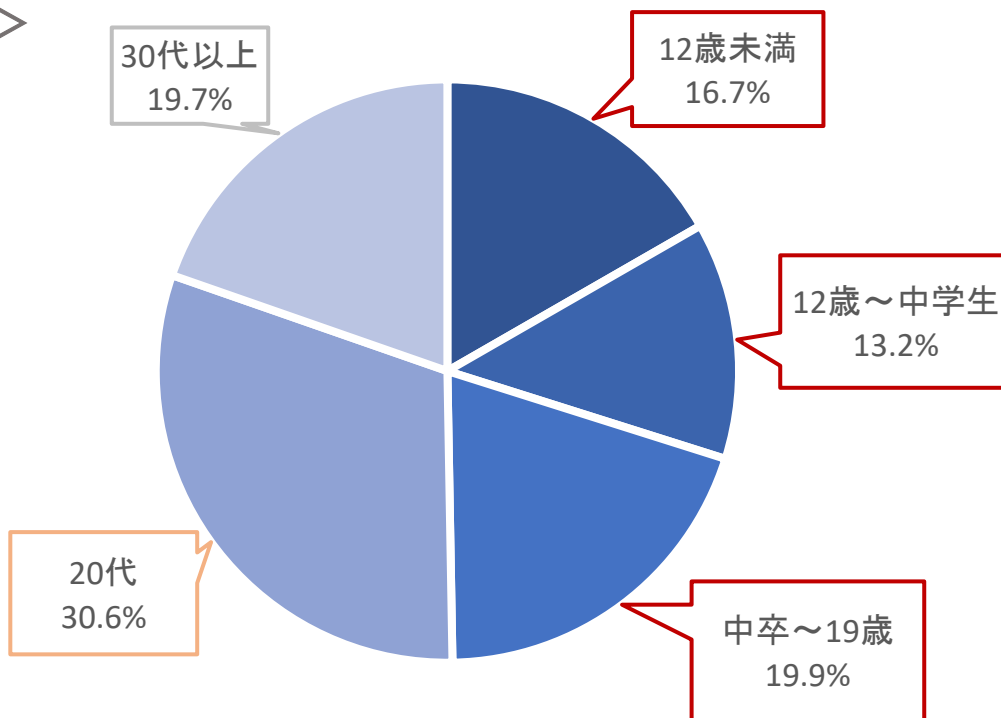
女性 81.7%、男性 14.0%

<面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

被害時の年齢

<面談>



N=539

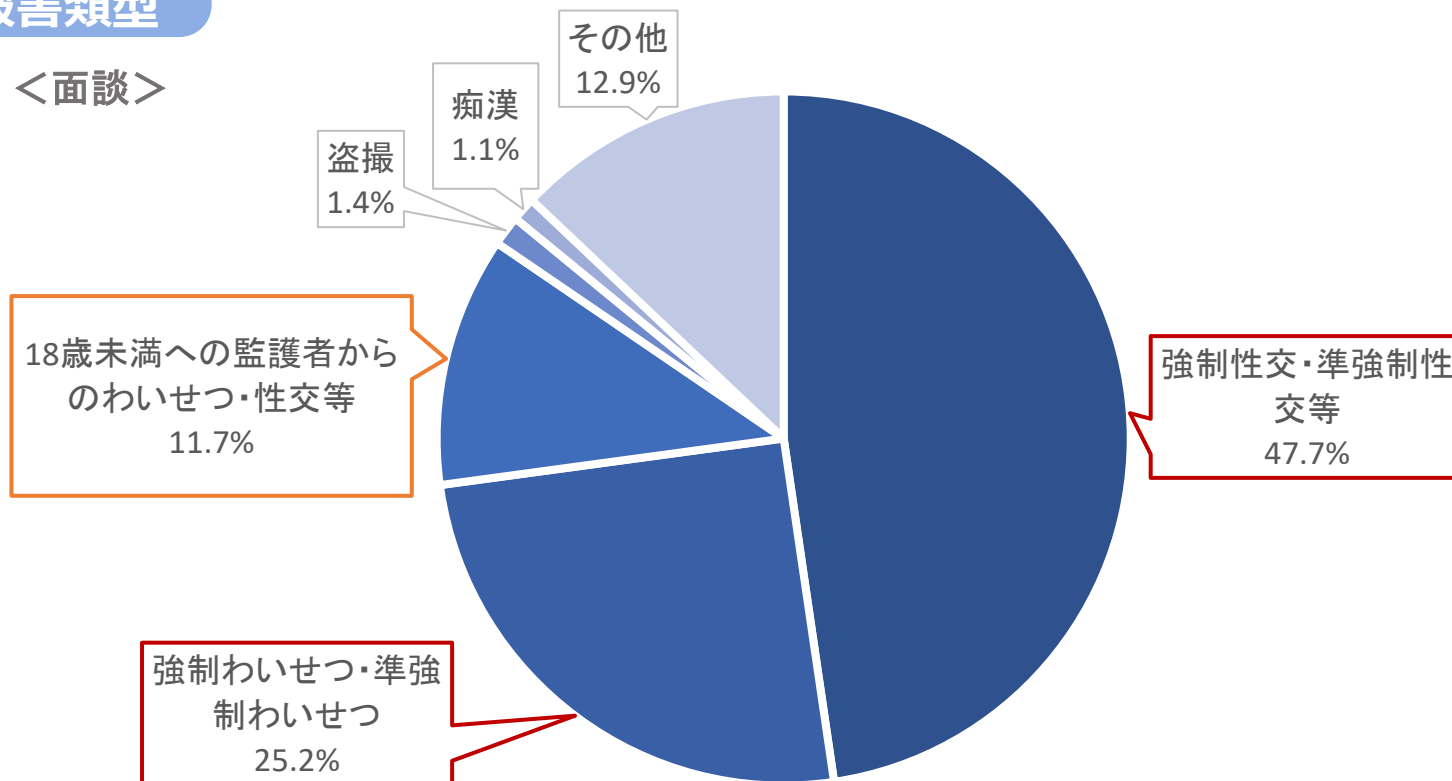
※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

ワンストップ支援センターへの相談の被害類型

「強制性交等・準強制性交等」が最も多く、約半数を占めており、次に「強制わいせつ・準強制わいせつ」が多くなっている。
「18歳未満への監護者からのわいせつ・性交等」が1割超に及んでいる。

被害類型

<面談>



N=711

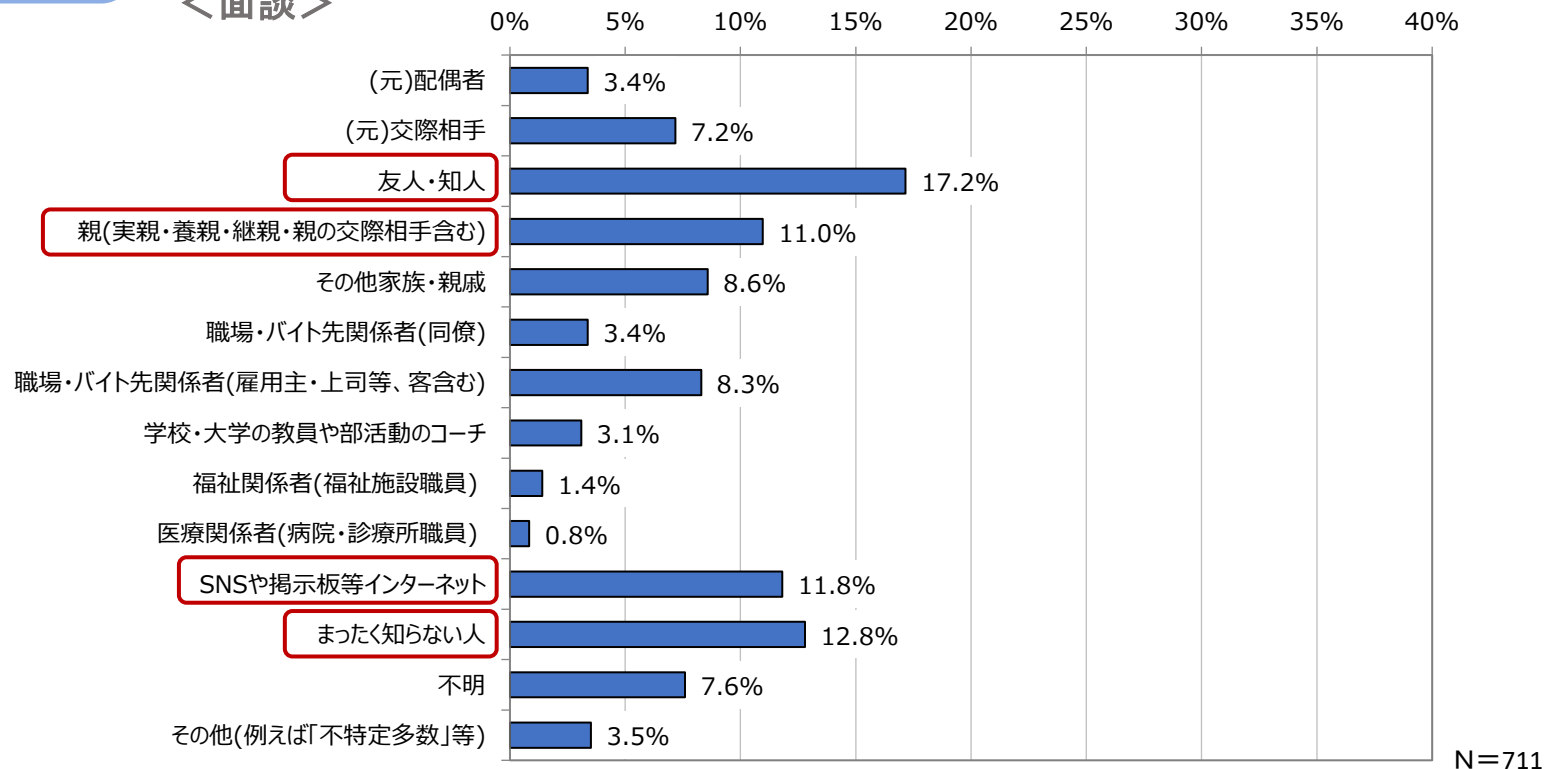
(令和4年6月～8月)

加害者との関係

「友人・知人」が最も多く、次いで、「まったく知らない人」、「SNSや掲示板等インターネット」、「親(実親・養親・継親・親の交際相手含む)」の順に多くなっている。

加害者との関係

<面談>



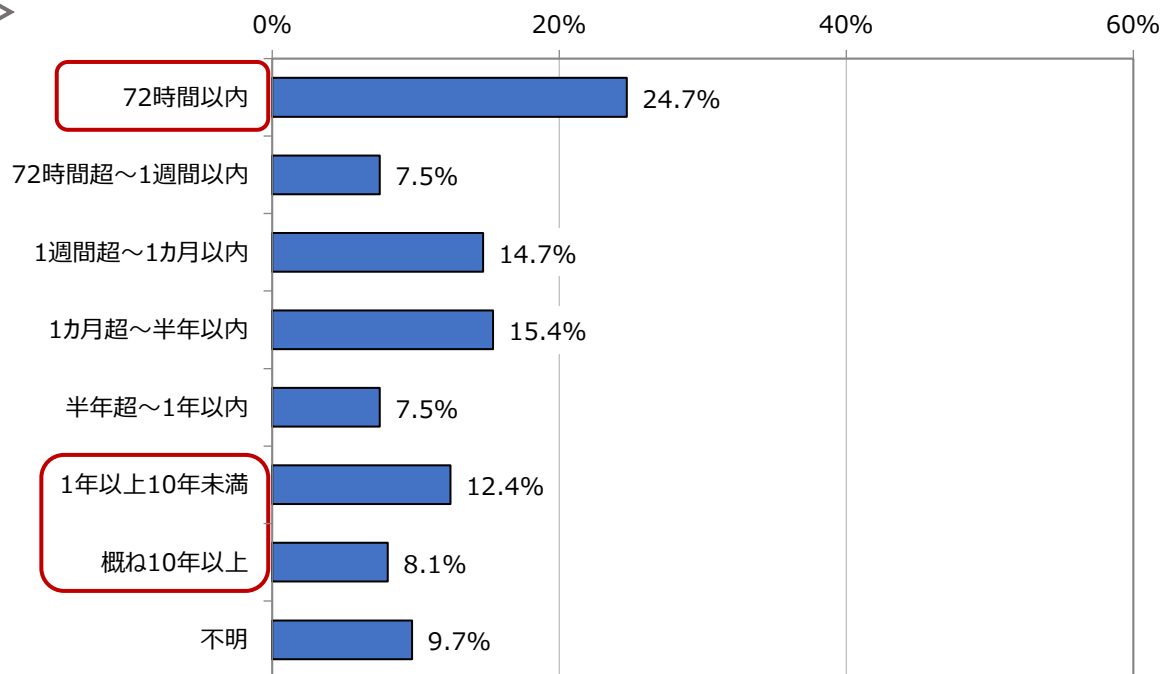
(令和4年6月～8月)

ワンストップ支援センターへの相談までに要した時間

被害からセンターの面談に至るまでの時間については、「72時間以内」が最も多い。一方で、「1年以上10年未満」・「概ね10年以上」を合わせると全体の約2割となっており、被害から長い時間を経て、相談に至る場合も少なくない。

相談までに要した時間

<面談>



N=708

(令和4年6月～8月)

AV出演被害に関するワンストップ支援センターへの相談状況

1 相談件数

令和4年度・令和5年度（計）： 382件

• **令和4年度※： 164件**

※ AV出演被害防止・救済法施行後の令和4年7月～令和5年3月

• **令和5年度： 218件**

〔ワンストップ支援センターは全ての都道府県に設置。
うち、18都道府県で相談あり。〕

2 相談者の属性・相談内容

●相談者の属性について

- 相談者の年代は、**20代が最も多く、6割弱**を占めた。
その他の年代からも幅広く相談があった。
- 相談者の性別は、**女性が約8割、男性が約2割**であった。

●相談内容について

- 法の施行日前（令和4年6月22日以前）に締結された契約に関する相談が146件、法施行後（令和4年6月23日以降）に締結された契約に関する相談が184件であった。（令和5年度に限れば、8割弱が法施行後に締結された契約に関する相談）
- 出演したAVの公表後の相談が263件、公表前の相談が52件であった。

3 支援の内容について

※複数回答

●法律等に関する支援

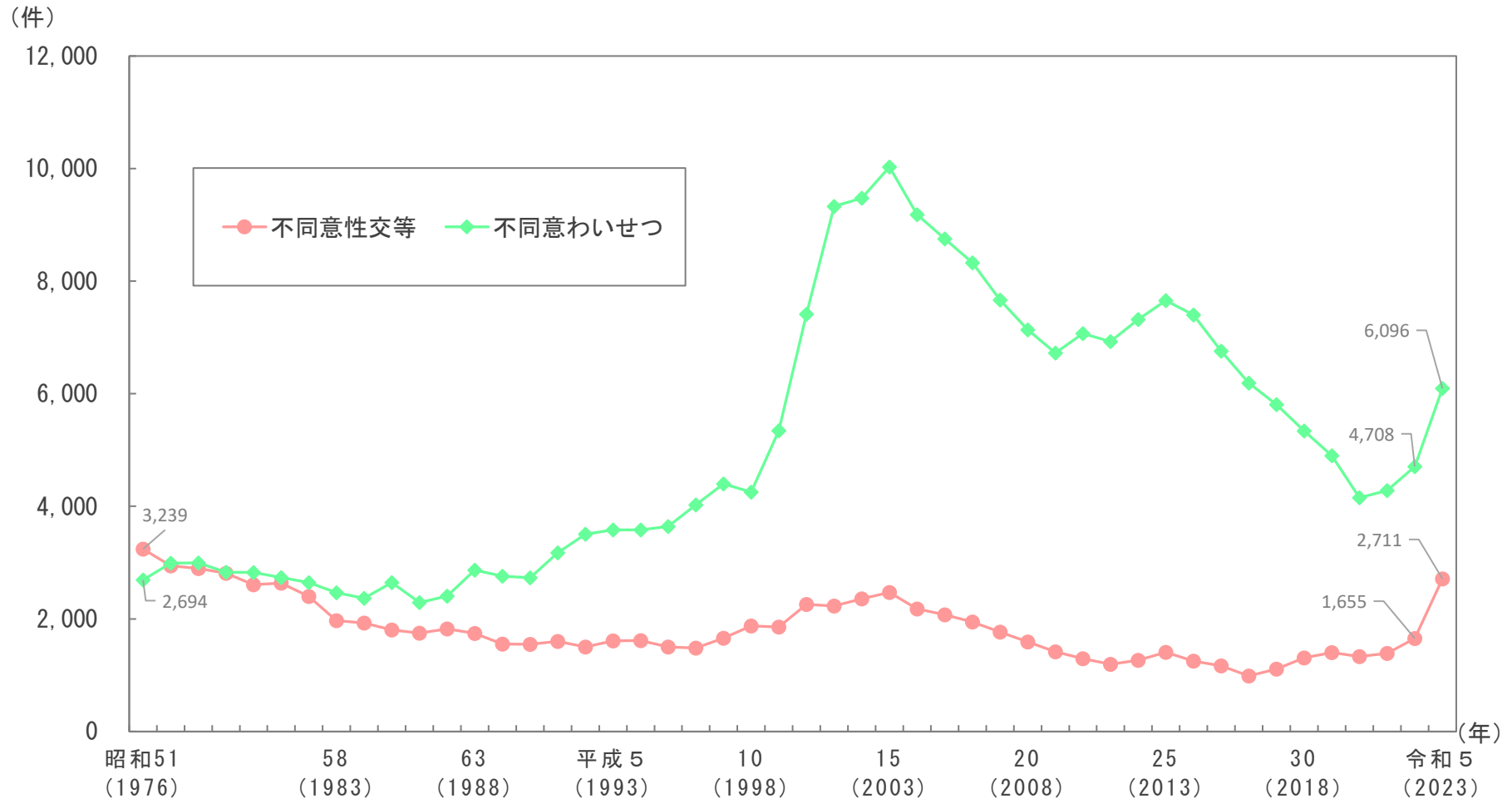
- 法的支援（弁護士相談、弁護士紹介等）が提供できることについて説明した：107件
- 差止請求等について説明した：72件
- 任意解除について説明した：61件
- 法的支援（弁護士相談、弁護士紹介等）を行うことになった：37件
- 弁護士に法律相談をした：20件
- 任意解除の通知の書き方について説明した：17件
- 出演に係るリスクについて説明した：14件
- 差止請求等に関する通知の書き方について説明した：12件
- 弁護士に委任することになった：10件

●その他の支援

- 精神的な不調や問題に係る支援、情報提供を行った：74件
- 身体の不調や問題に係る支援、情報提供を行った：28件
- 家族や人間関係に関する問題に対する支援、情報提供を行った：18件
- 経済的な問題に係る支援、情報提供を行った：14件

不同意性交等・不同意わいせつ認知件数の推移

○不同意性交等の認知件数は、令和5年は2,711件で、前年に比べ1,056件(63.8%)増加。
 ○不同意わいせつの認知件数は、令和5年は6,096件で、前年に比べ1,388件(29.5%)増加。

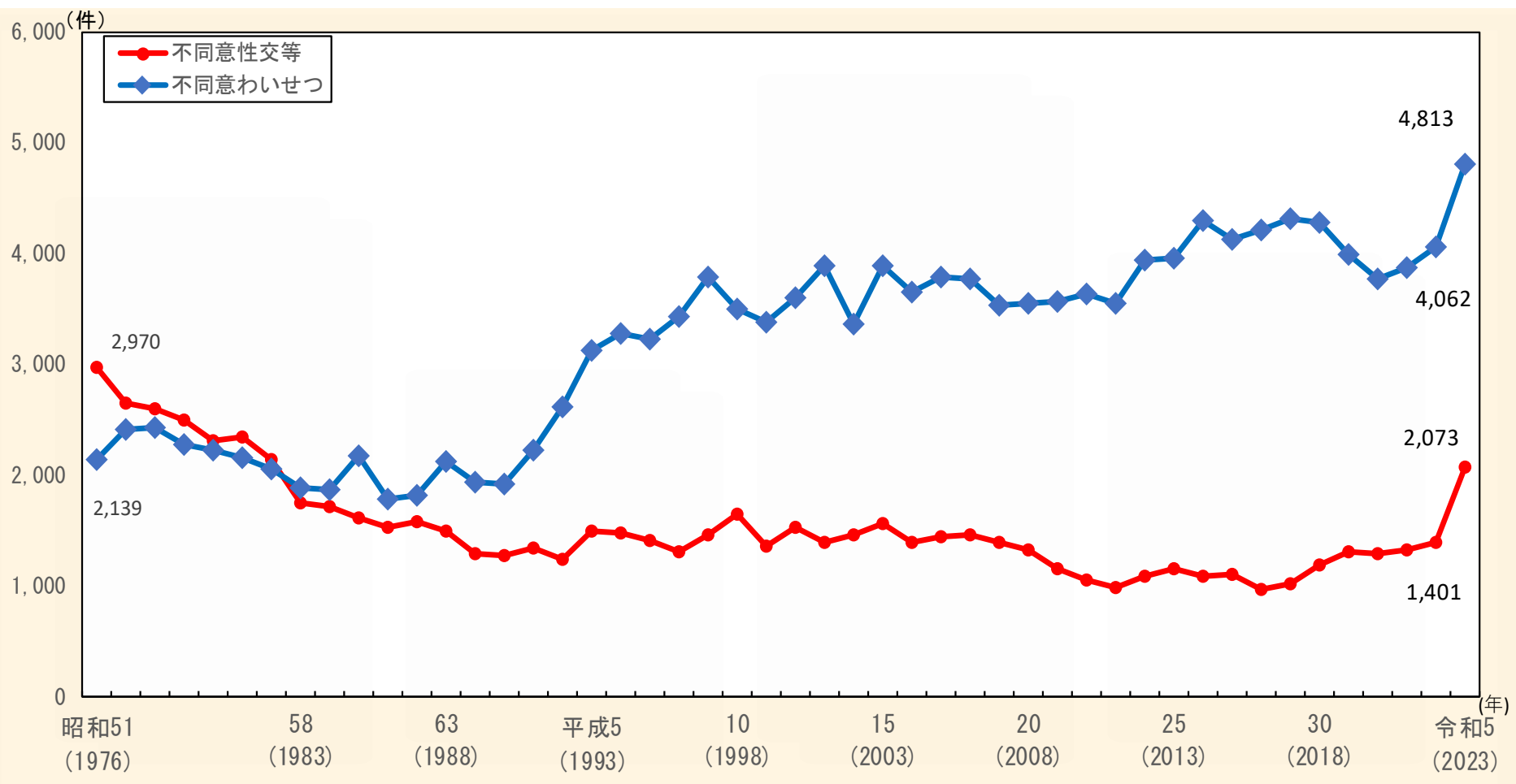


(備考) 警察庁「犯罪統計」より作成。

刑法の一部改正(平成29年7月13日施行、令和4年7月13日施行)により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、期間によって計上する対象が異なる。平成29年7月12日以前は「強姦」及び平成29年改正前の「強制わいせつ」、平成29年7月13日から令和5年7月12日までは「強制性交等」及び平成29年改正後の「強制わいせつ」、令和5年7月13日以降は「不同意性交等」及び「不同意わいせつ」に係る数値をそれぞれ計上している。

不同意性交等・不同意わいせつ検挙件数の推移

○不同意性交等の検挙件数は、令和5年は2,073件で、前年に比べ672件(48.0%)増加。
 ○不同意わいせつの検挙件数は、令和5年は4,813件で、前年に比べ751件(18.5%)増加。

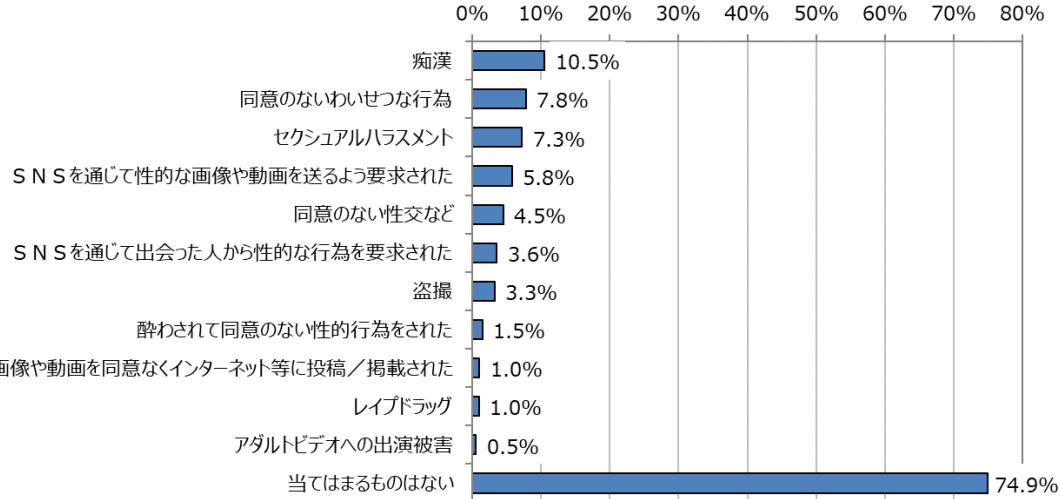


(備考)刑法の一部改正(平成29年7月13日施行、令和4年7月13日施行)により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、期間によって計上する対象が異なる。平成29年7月12日以前は「強姦」及び平成29年改正前の「強制わいせつ」、平成29年7月13日から令和5年7月12日までは「強制性交等」及び平成29年改正後の「強制わいせつ」、令和5年7月13日以降は「不同意性交等」及び「不同意わいせつ」に係る数値をそれぞれ計上している。

若年層の痴漢被害等に関するオンライン調査【抜粋】

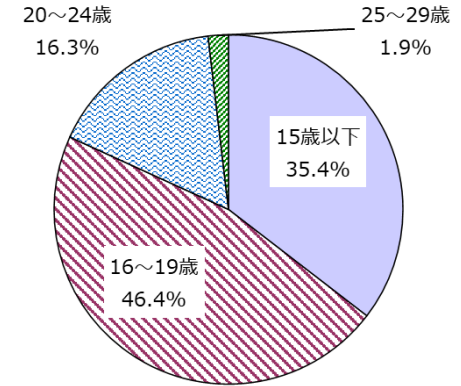
○これまでに被害を受けたことがある性暴力の被害（複数回答）（n=36,231）

○「痴漢」（10.5%）が最も多く、次いで「同意のないわいせつな行為」（7.8%）、「セクシュアルハラスメント」（7.3%）等となっている。



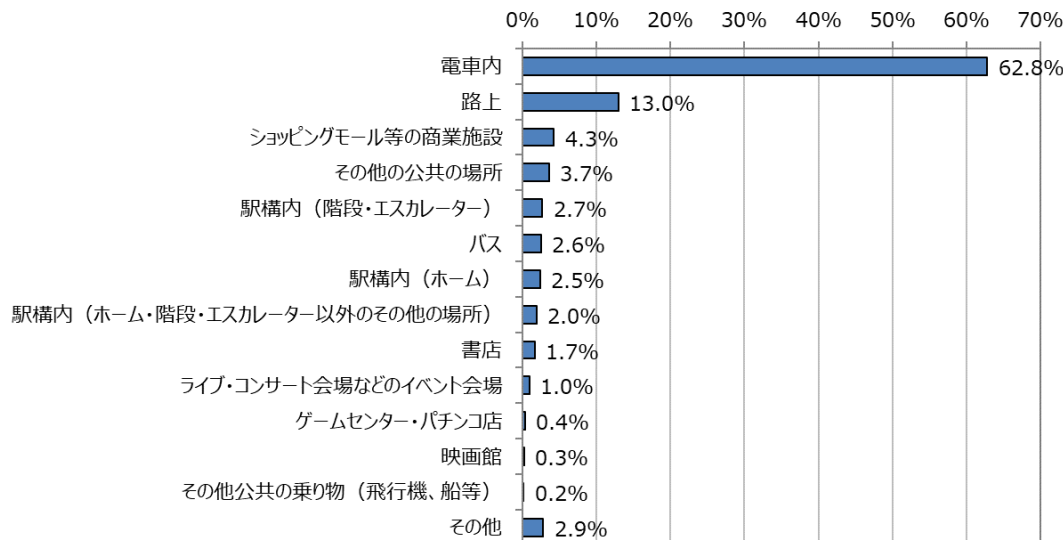
○痴漢被害経験

- はじめて痴漢被害を受けたときの年齢（n=2,346※）



※有効回答数36,231人のうち、痴漢被害にあった経験のある方を抽出・集計（以下同様）

○直近で受けた被害 - 被害にあった場所（n=2,346）



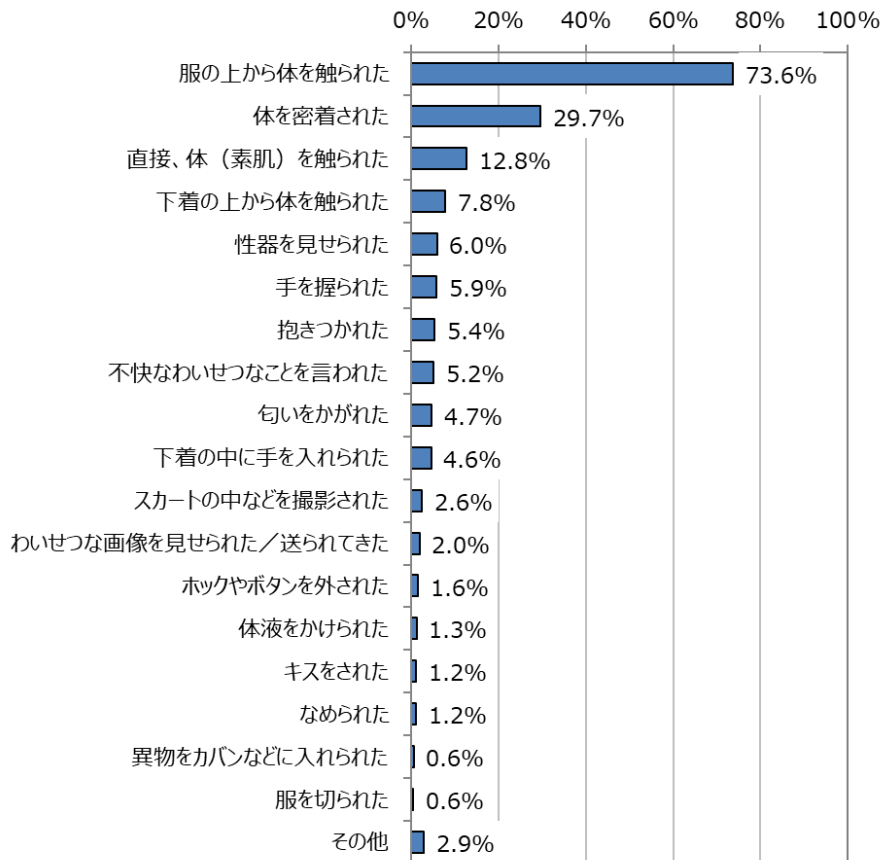
○「電車内」（62.8%）が最も多く、次いで「路上」（13.0%）となっている。
電車関連（「電車内」及び「駅構内」）をあわせると70.0%となっている。

○「その他」には、アルバイト先、学校、塾等が挙げられている。

○直近で受けた被害 - 被害態様（複数回答）（n=2,346）

○「服の上から体を触られた」（73.6%）が最も多く、次いで「体を密着された」（29.7%）、「直接、体（素肌）を触られた」（12.8%）、「下着の上から体を触られた」（7.8%）、「性器を見せられた」（6.0%）、「手を握られた」（5.9%）、「抱きつかれた」（5.4%）、「不快なわけつなことを言われた」（5.2%）等となっている。

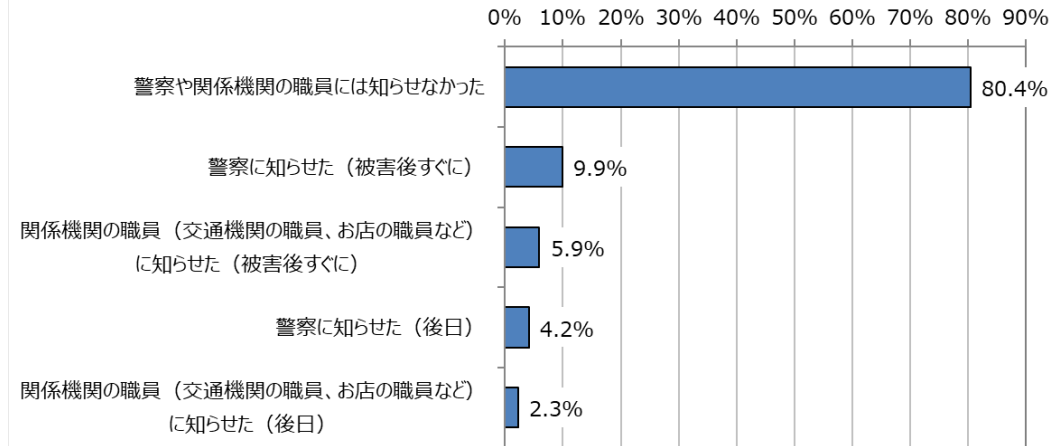
○「その他」には、性器を押し付けられた、わざとぶつかった等が挙げられている。



○直近で受けた被害

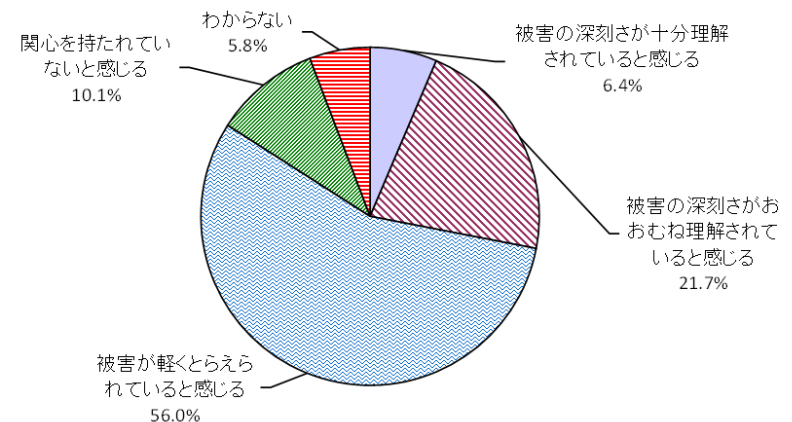
- 警察や関係機関の職員（交通機関の職員、お店の職員など）への連絡の有無（回答者以外の方がした場合も含む）（複数回答）（n=2,346）

○「警察や関係機関の職員には知らせなかった」（80.4%）が最多となっている。連絡した回答者では、「警察に知らせた（被害後すぐに）」が9.9%、「関係機関の職員に知らせた（被害後すぐに）」が5.9%となっている。



○痴漢被害について、世の中でどのように考えられていると感じるか（n=2,346）

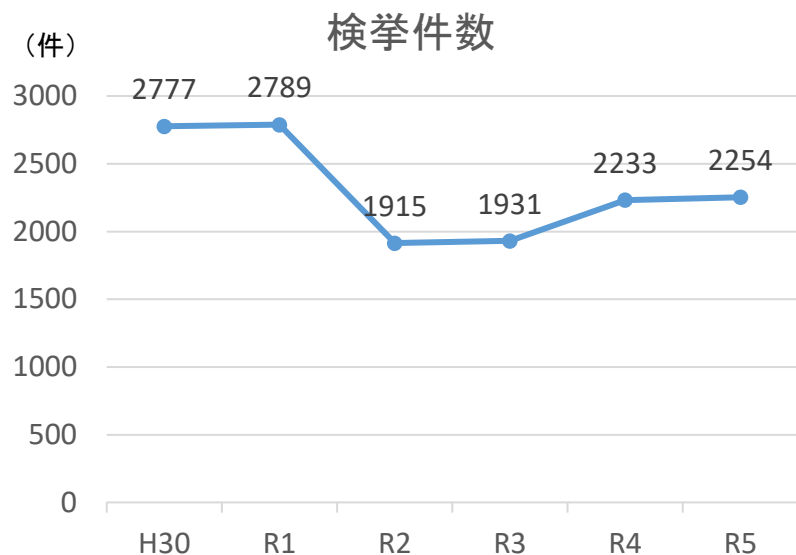
○「被害の深刻さが十分理解されていると感じる」（6.4%）と「被害の深刻さがおおむね理解されていると感じる」（21.7%）の合計は28.1%である。一方で、「被害が軽くとらえられていると感じる」（56.0%）と「関心がもたれていないと感じる」（10.1%）の合計は66.1%となっている。



痴漢事犯に関する検挙件数・発生場所等のデータ

痴漢事犯の検挙件数は、平成30年以降2,700件台で推移していたところ、令和2年（1,915件）に大きく減少（前年比-874件、-31.3%）した後再び増加し、令和5年は2,254件（前年比+21件、+0.9%）前年から微増した。発生場所別では、乗り物内（電車等）で発生した痴漢事犯の検挙件数が最も多く、1,068件（47.4%）であった。

痴漢事犯に係る検挙件数の推移



令和5年の痴漢事犯に係る発生場所別検挙件数

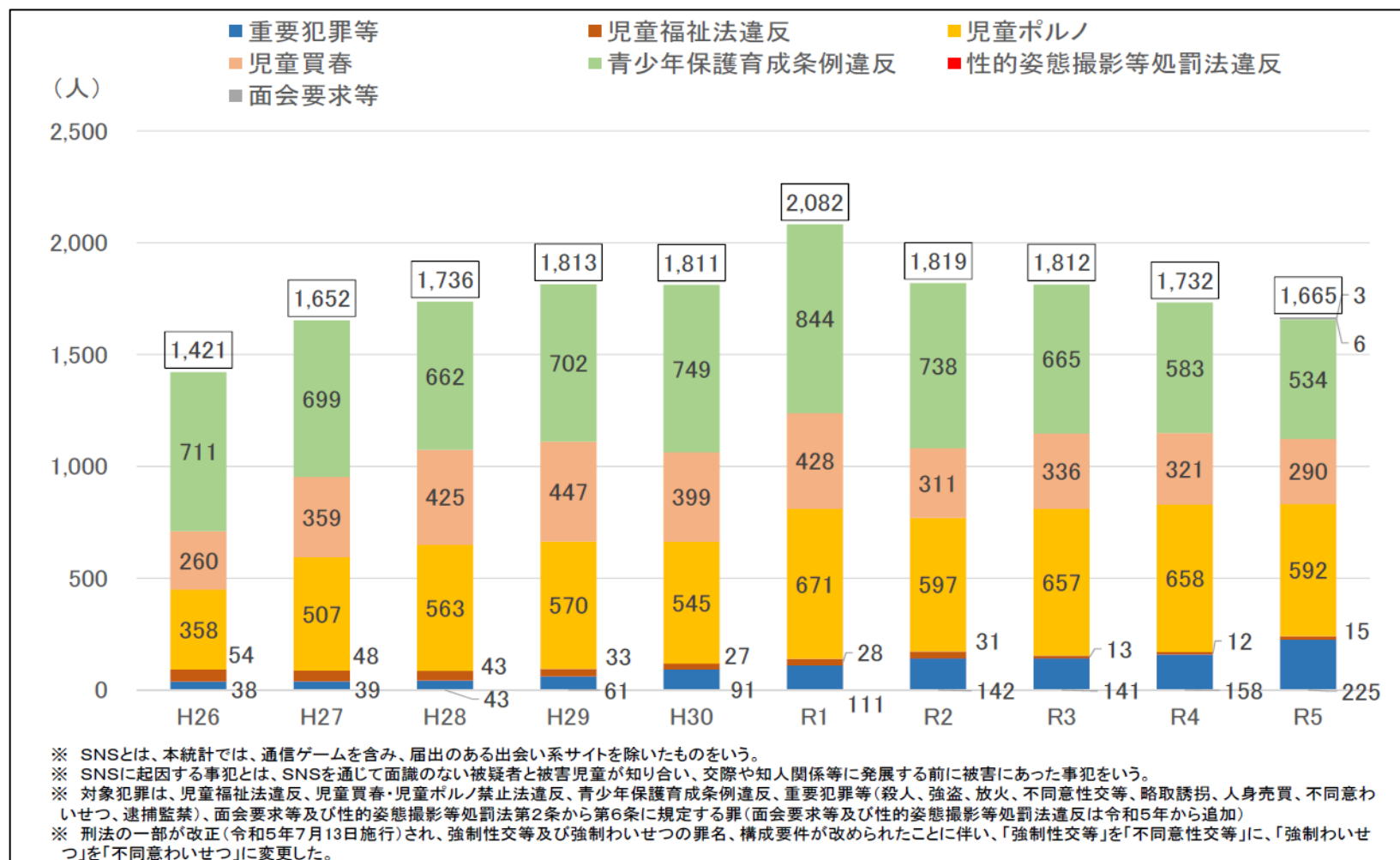
発生場所		検挙件数 (件)	割合 (%)
駅構内	階段・エスカレーター	49	2.2
	ホーム	58	2.6
	その他	62	2.8
乗物内	電車等	1068	47.4
	バス	77	3.4
	その他	7	0.3
路上		400	17.7
ショッピングモール等商業施設		326	14.5
書店・レンタルビデオ店		13	0.6
ゲームセンター・パチンコ店		37	1.6
その他の公共の場所		157	7.0
合計		2254	100

注) 都道府県が制定する迷惑防止条例の「卑わいな行為の禁止」のうち「痴漢」に係る事案の検挙件数

(出典) 警察庁「令和5年中の痴漢・盗撮事犯に係る検挙状況の調査結果」

SNSに起因する事犯の被害児童数の推移

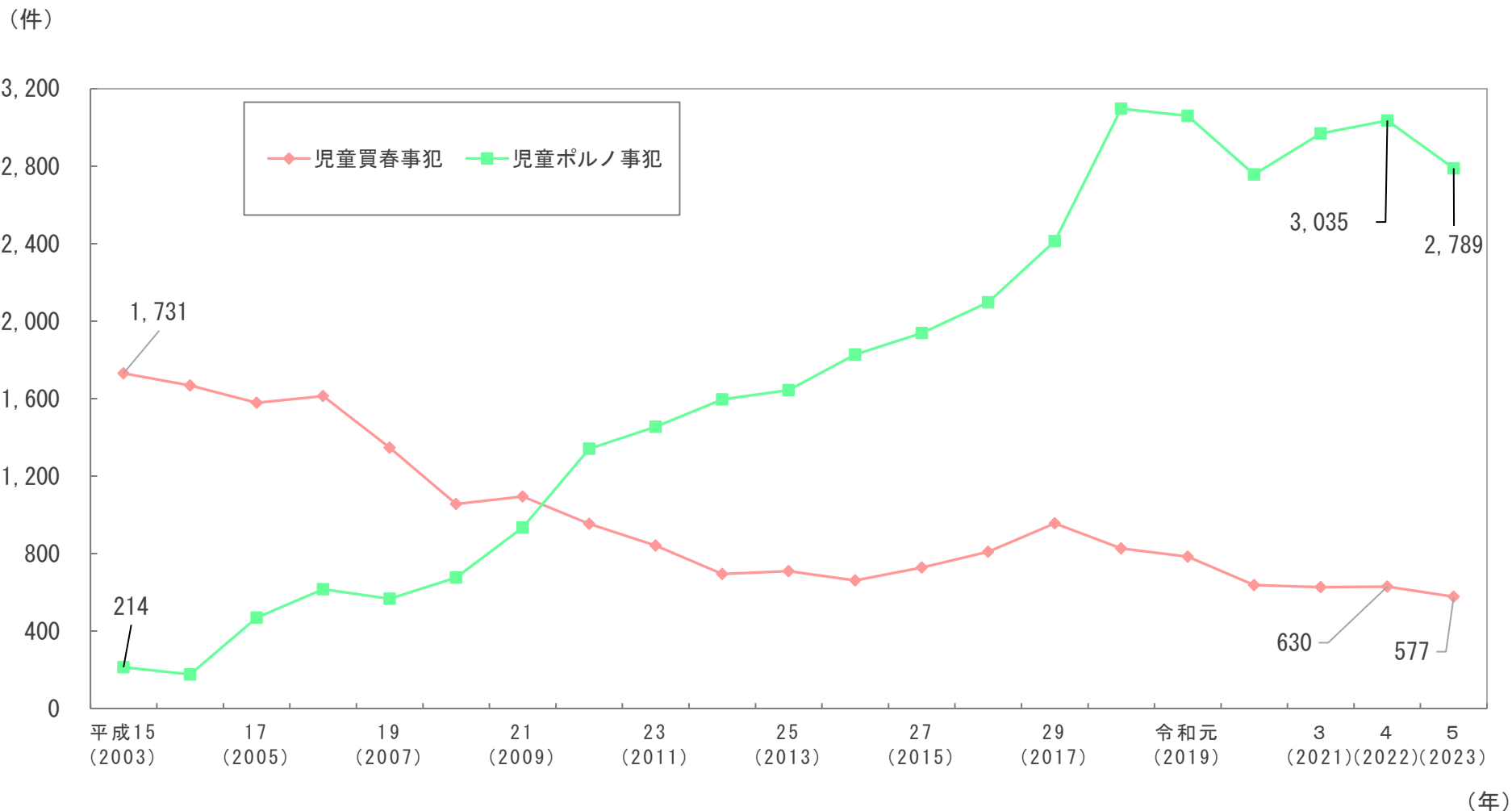
SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年から5年連続減少しているものの、依然として高い水準で推移している。



(出典) 警察庁「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」

児童買春及び児童ポルノ事件の検挙件数の推移

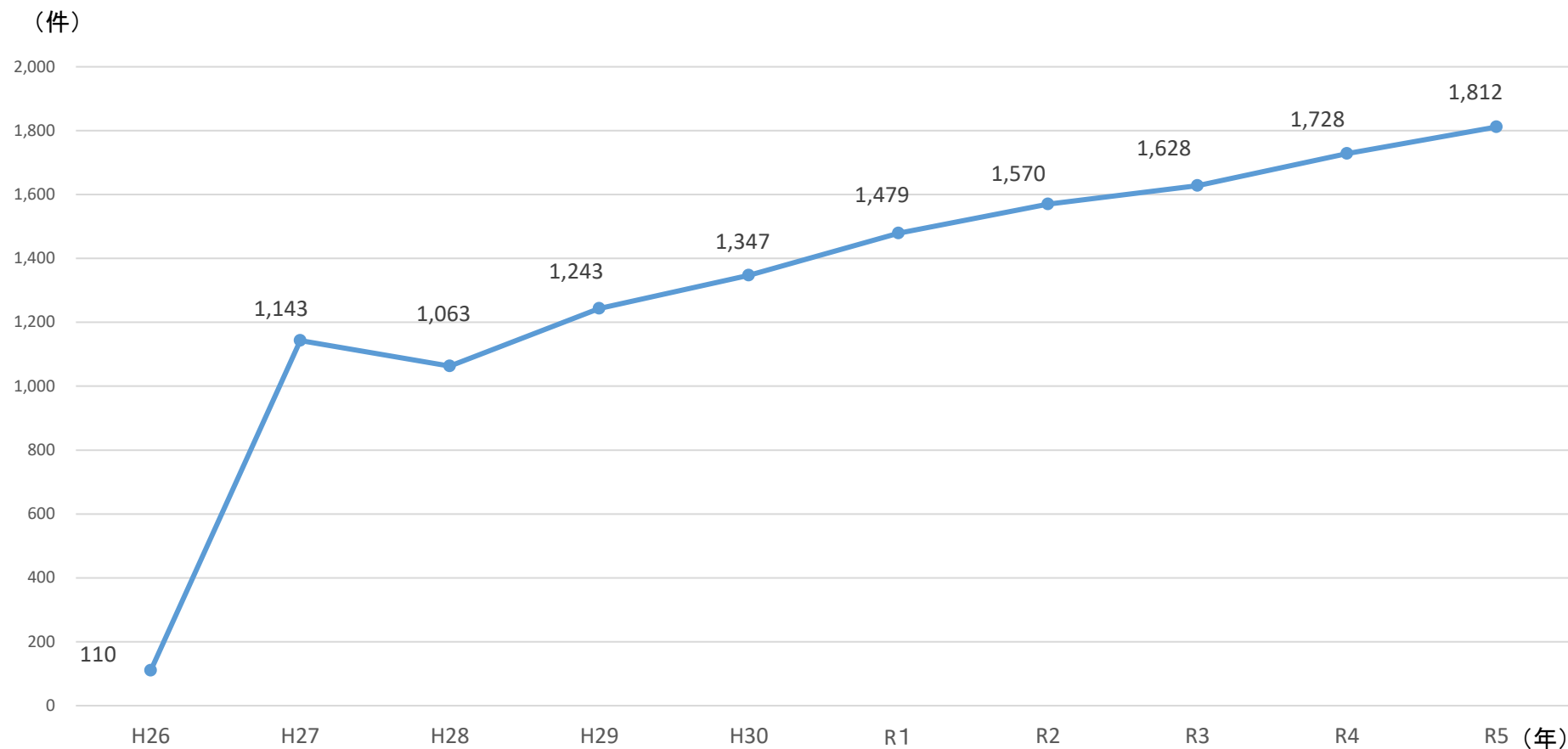
児童買春事犯の検挙件数は、令和5年は577件で、前年に比べ53件（8.4％）減少。
児童ポルノ事犯の検挙件数は、令和5年は2,789件で、前年に比べ246件（8.1％）減少。



(出典) 警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」より作成

私事性的画像に係る事案の相談等状況

相談等件数は平成29年以降継続して増加し、令和5年は1,812件（前年比+84件、+4.9%）と増加。



注) 平成26年は、私事性的画像被害防止法の施行日（11月27日）以降の件数

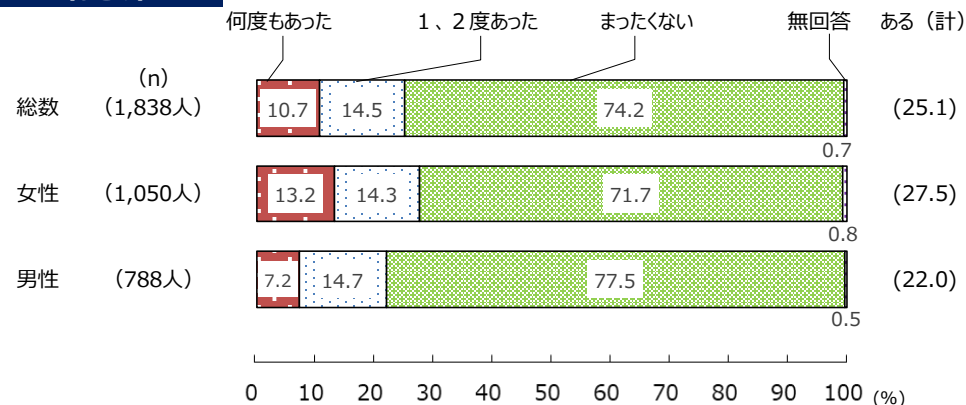
(出典) 警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

男女間における暴力に関する調査【抜粋】（令和6年3月公表） （「配偶者からの暴力の被害」について）

① 配偶者からの暴力の被害経験

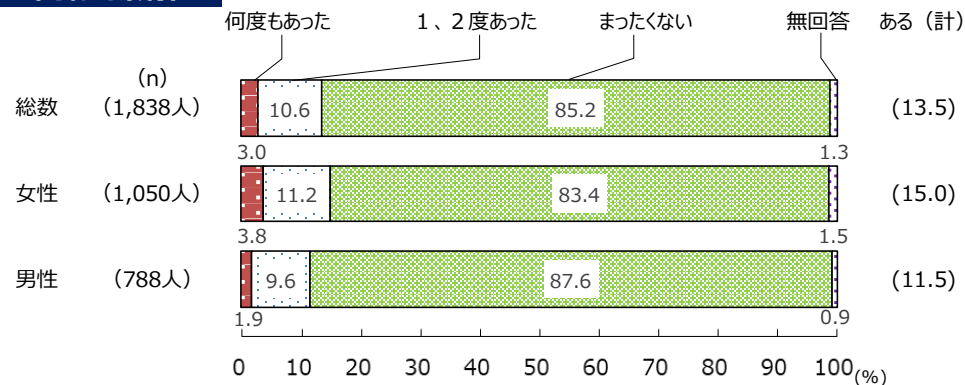
- ・ 結婚したことのある人の25.1%は、配偶者から暴力を受けたことがある。
- ・ 性別でみると、女性の27.5%、男性の22.0%は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の13.2%、男性の7.2%は何度も受けている。

（まとめ）

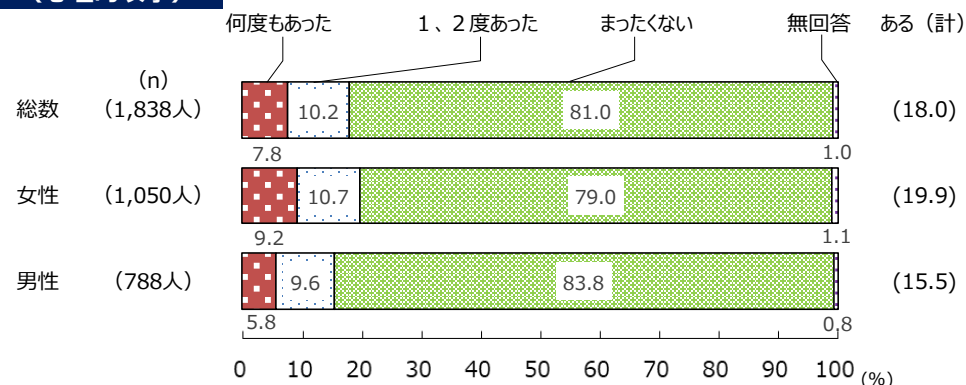


被害類型ごとの被害経験

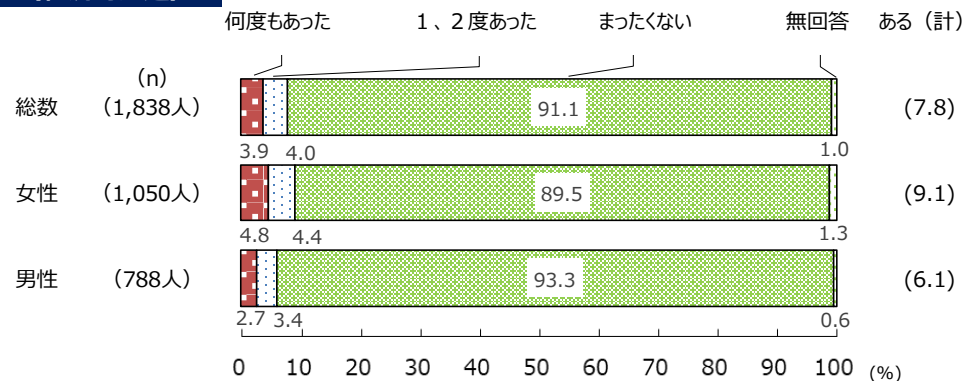
（身体的暴行）



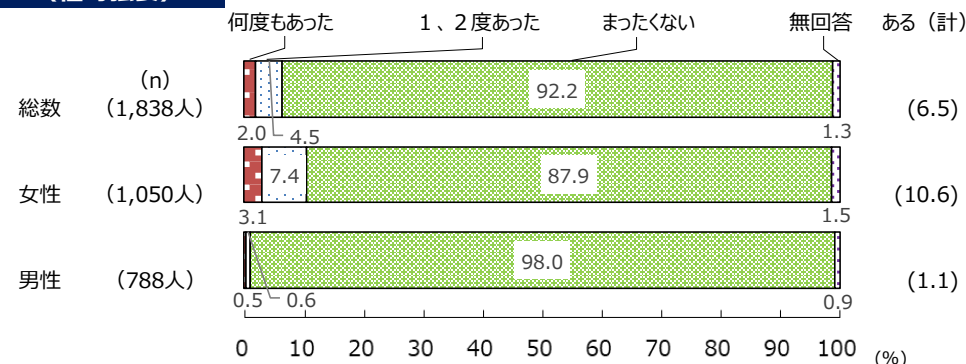
（心理的攻撃）



（経済的圧迫）



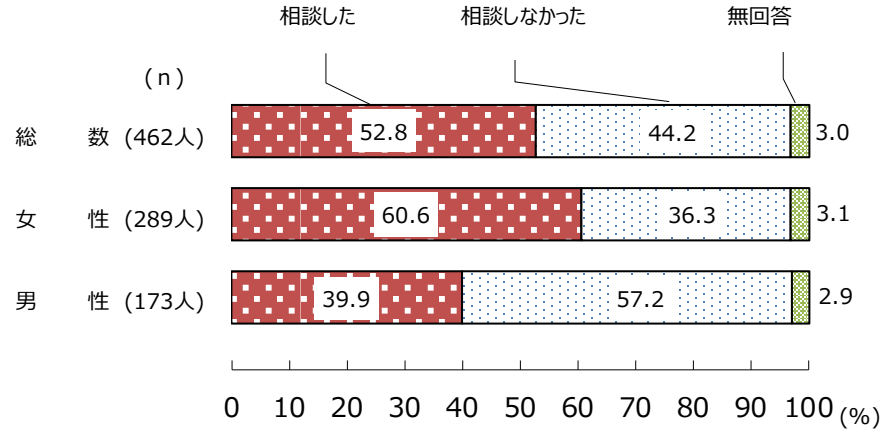
（性的強要）



男女間における暴力に関する調査【抜粋】（令和6年3月公表） （「配偶者からの暴力の被害」について）

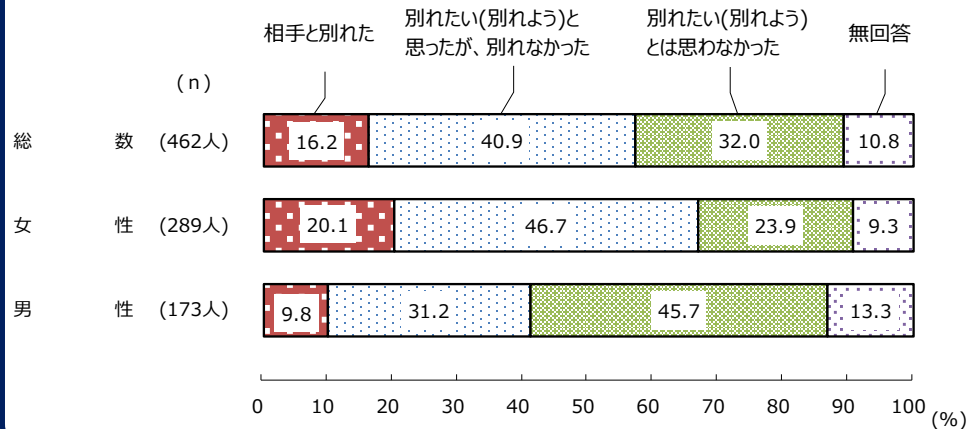
② 配偶者からの暴力の相談経験

- 被害を受けた人の44.2%、性別で見ると女性の36.3%、男性の57.2%はどこにも相談していない。



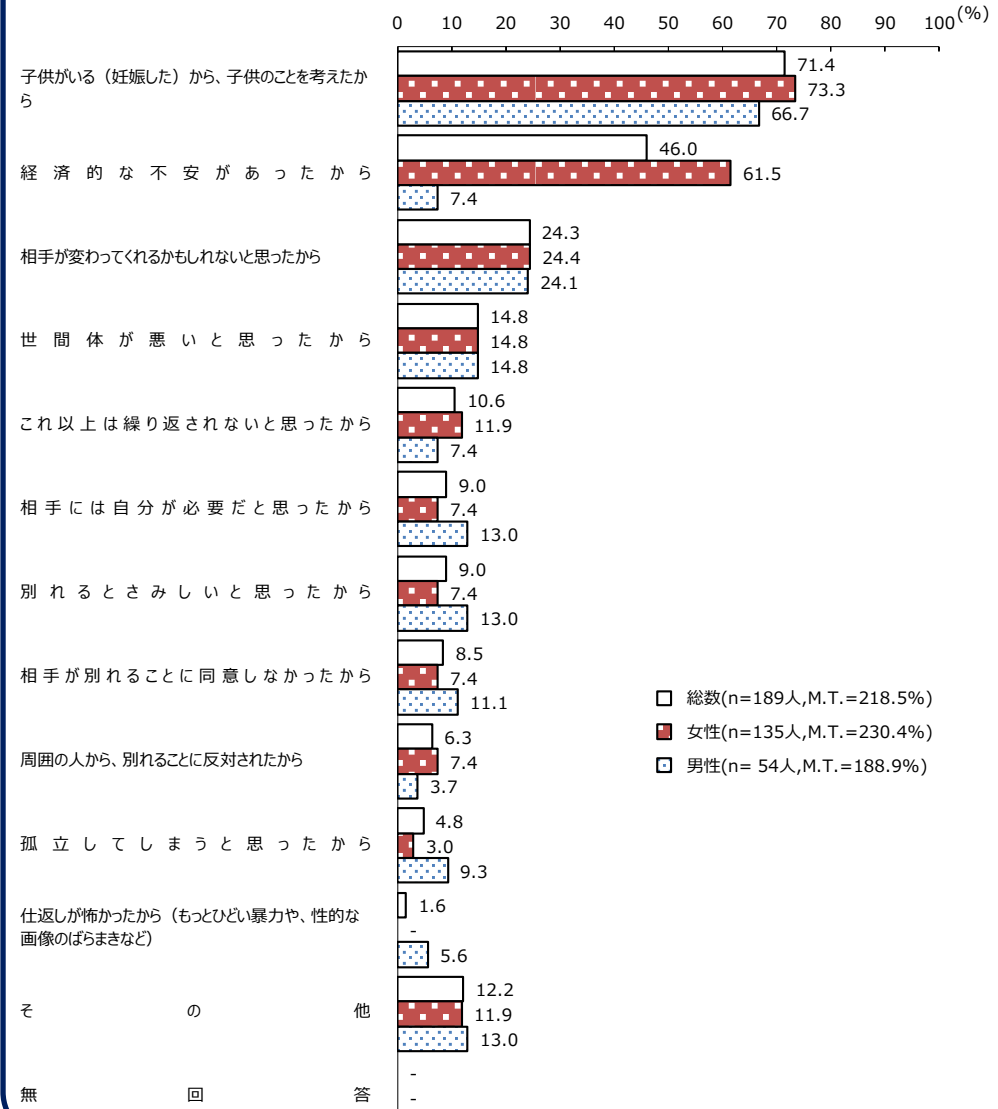
③ 配偶者から被害を受けたときの行動

- 被害を受けた人の16.1%、性別で見ると女性の20.1%、男性の9.8%が相手と別れている。
- 「別れたい（別れよう）と思ったが別れなかった」人は40.9%で、性別で見ると女性の46.7%、男性の31.2%となっている。



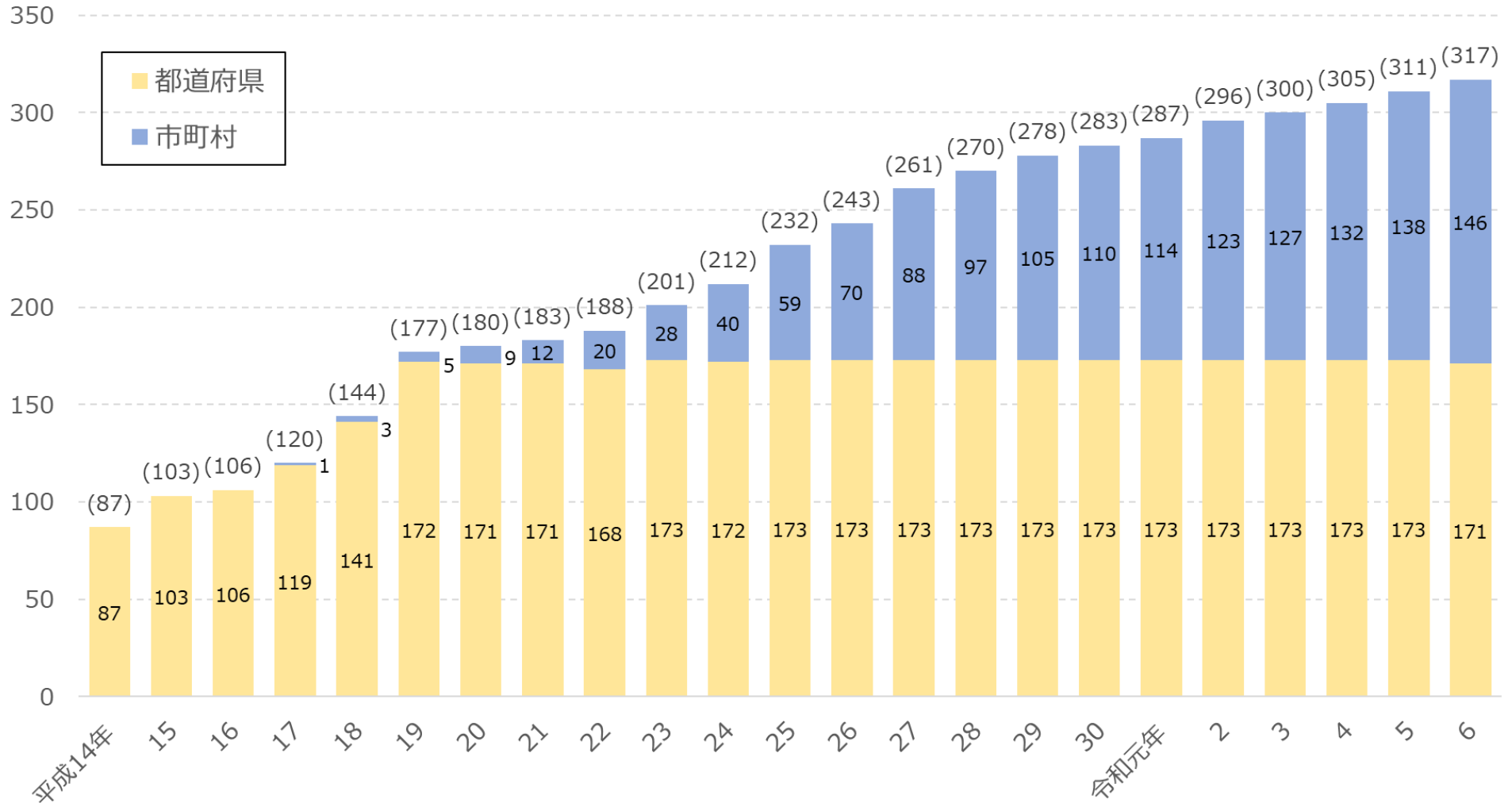
④ 配偶者と別れなかった理由（複数回答）

- 配偶者から何らかの被害を受けたとき、相手と「別れたい（別れよう）」と思ったが別れなかった理由について、「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」が71.4%と最も多く、次いで「経済的な不安があったから」が46.0%などとなっている。



配偶者暴力相談支援センター数の推移

(令和6年12月1日現在)

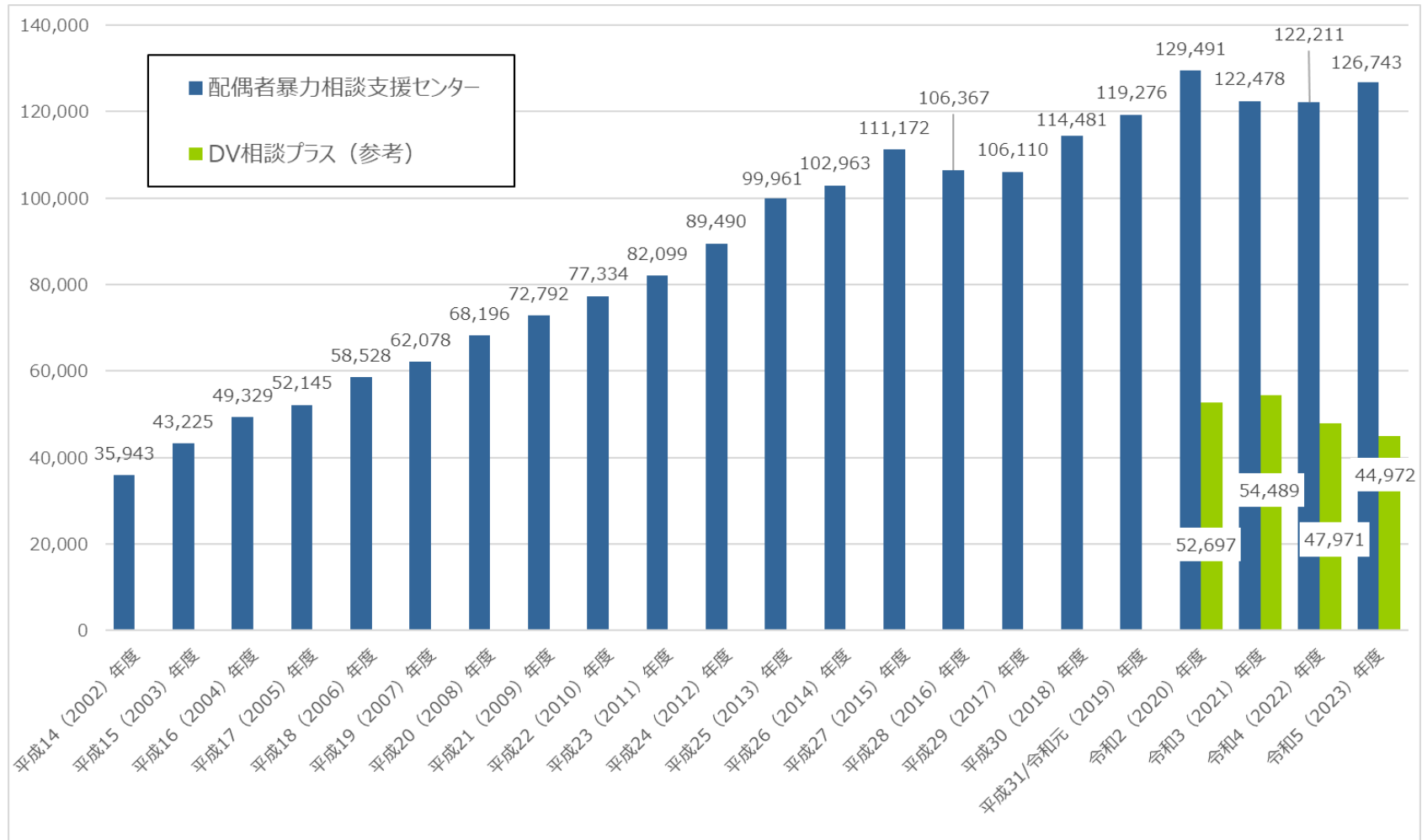


※ 各年4月1日現在の数値。ただし、平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は7月2日現在、平成29年は11月2日現在、平成30年は12月3日現在、令和元年は7月1日現在、令和2年は11月1日現在、令和6年は12月1日現在

※ () 内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和5（2023）年度は、約12.7万件で、前年度から増加（前年度比約4%増）。



※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を取りまとめ、集計。（令和6年12月時点）

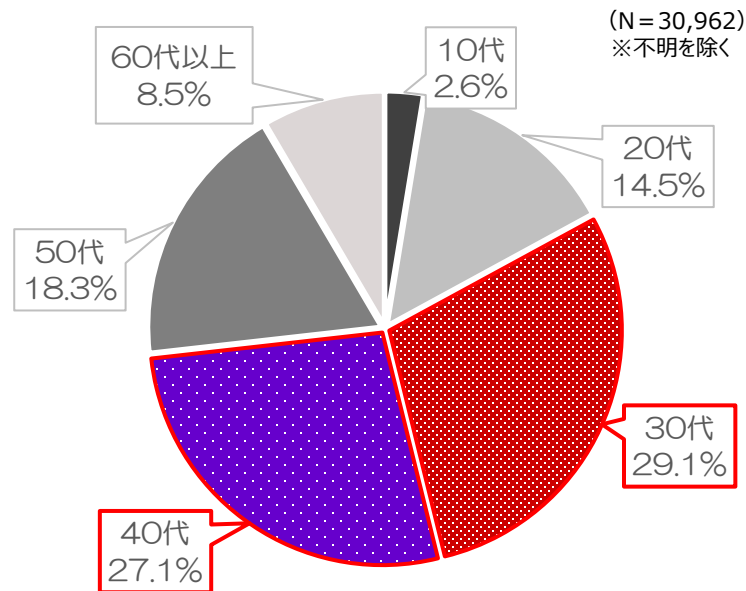
※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

DV相談者の年齢・相談内容

- ✓ 相談者の年齢は、30代・40代で半数以上(56.2%)を占める。
- ✓ 相談内容の約7割(67.3%)が精神的DVを含んだ相談となっている。

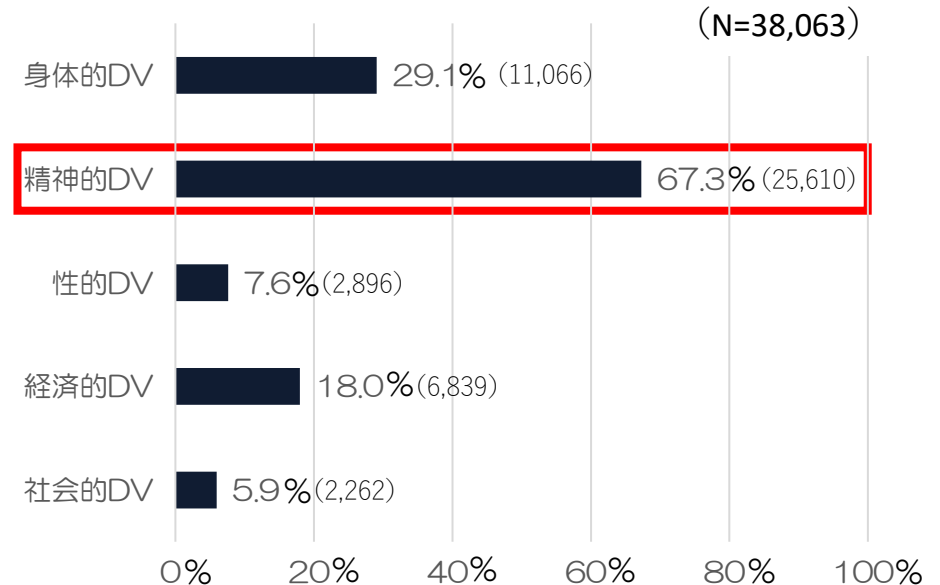
相談者の年齢

30代・40代で全体の半数以上を占める。



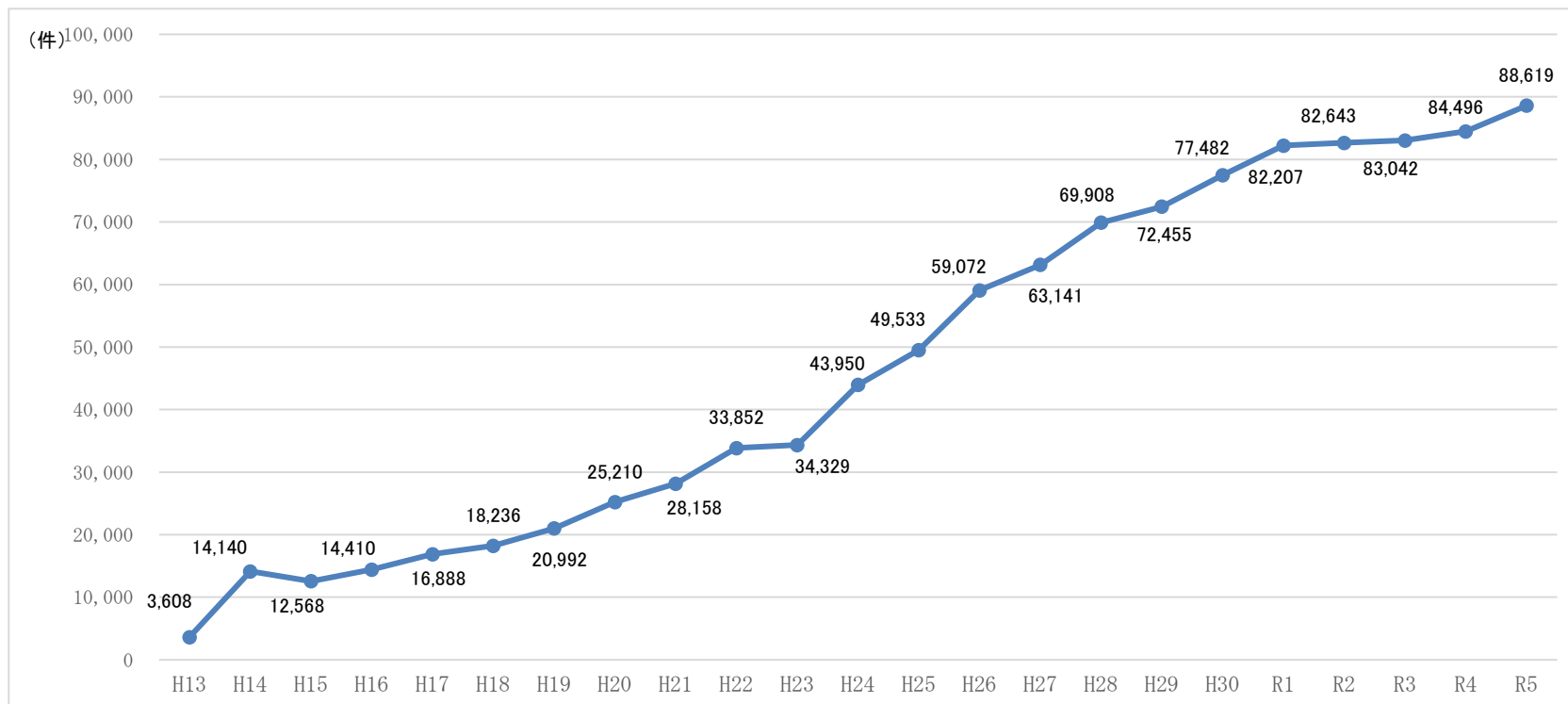
相談内容 (複数回答)

相談内容の約7割が精神的DVを含んだ内容



警察における配偶者からの暴力事案等の相談等状況

相談等件数は増加傾向であり、令和5年は88,619件（前年比+4,123件、+4.9%）とDV防止法施行後最多。



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

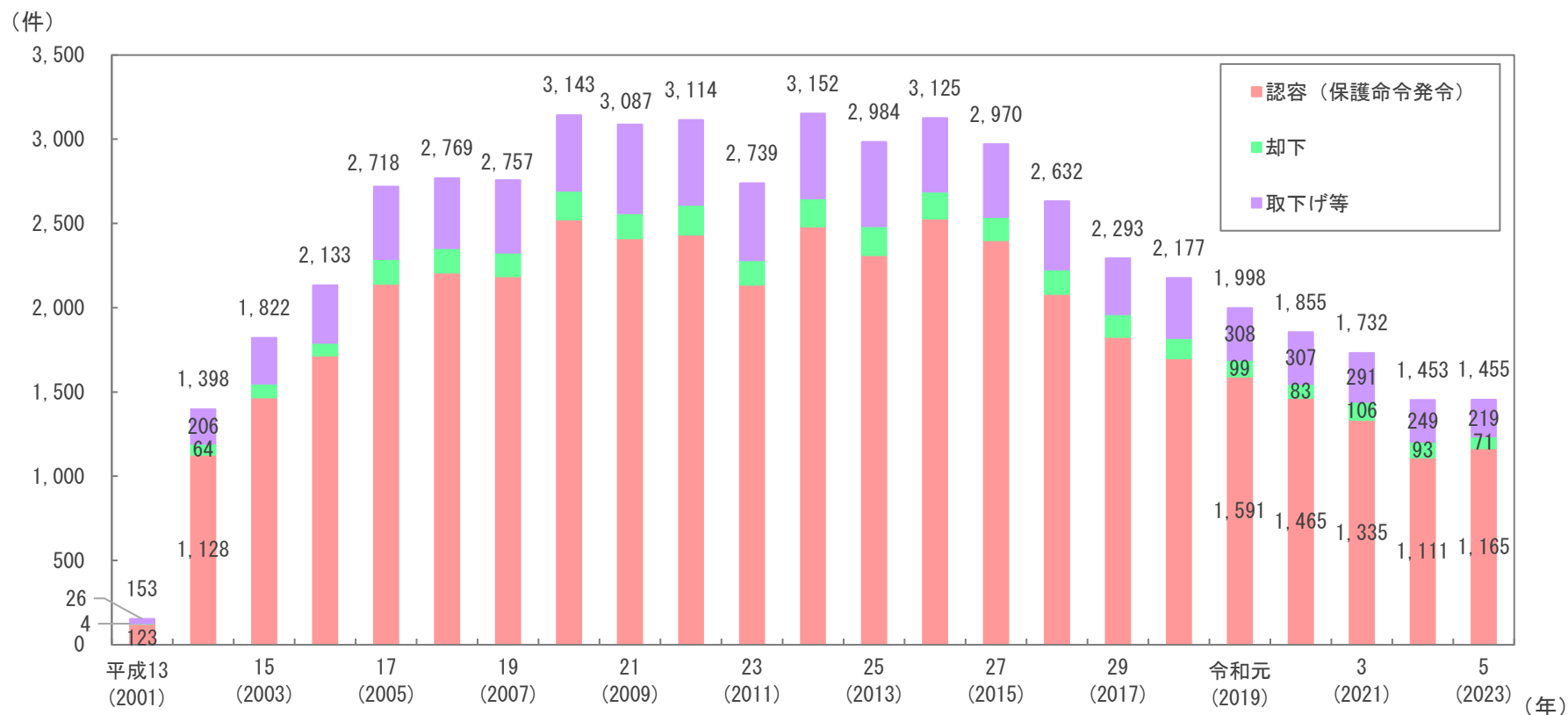
注2) 平成13年は、DV防止法の施行日（10月13日）以降の件数

注3) 法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力を受けた事案について、20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

(出典) 警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

保護命令事件の処理状況等の推移

令和5年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件（1,455件）のうち、保護命令が発令された件数は1,165件。



注1) 最高裁判所資料より作成。

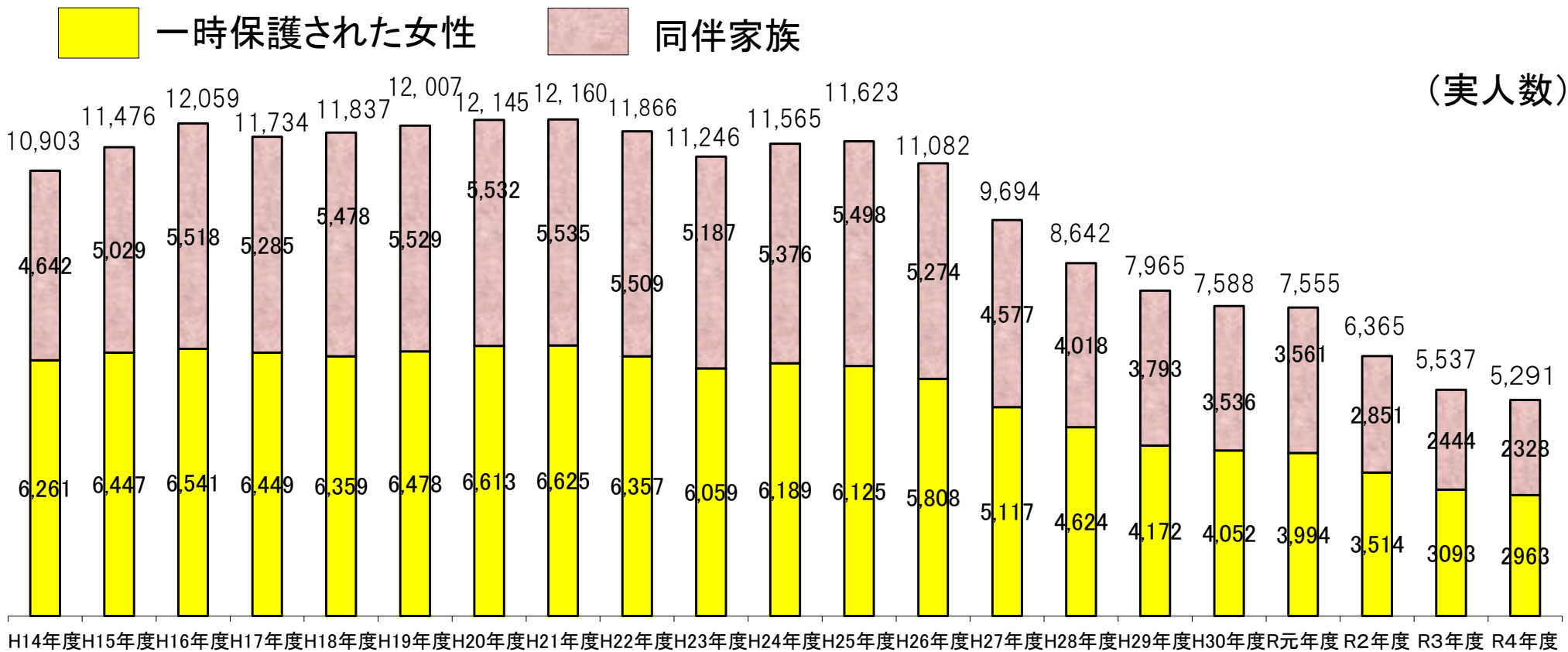
注2) 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。

注3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される。さらに、平成26年1月より、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。

注4) 平成13年値は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数。

女性相談支援センターによる一時保護者数の推移

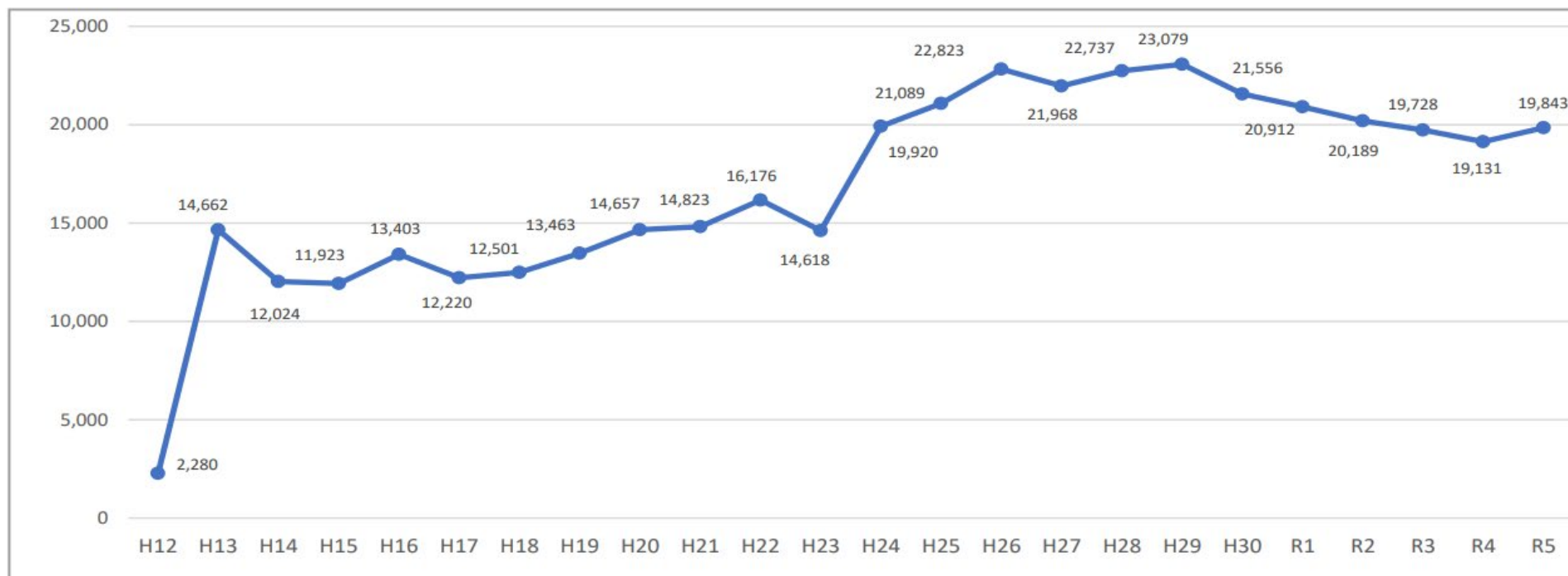
- 女性相談支援センターにより一時保護された女性は2,963人。同伴家族の数が2,328人で、合計5,291人となっている。(一時保護委託を含む。)
- 一時保護の人数は平成14年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。



※ 数値は旧婦人相談所によるもの

警察におけるストーカー事案の相談等状況

相談等件数は、令和5年は、19,843件（前年比+712件、+3.7%）と前年より増加し、依然として高い水準で推移している。

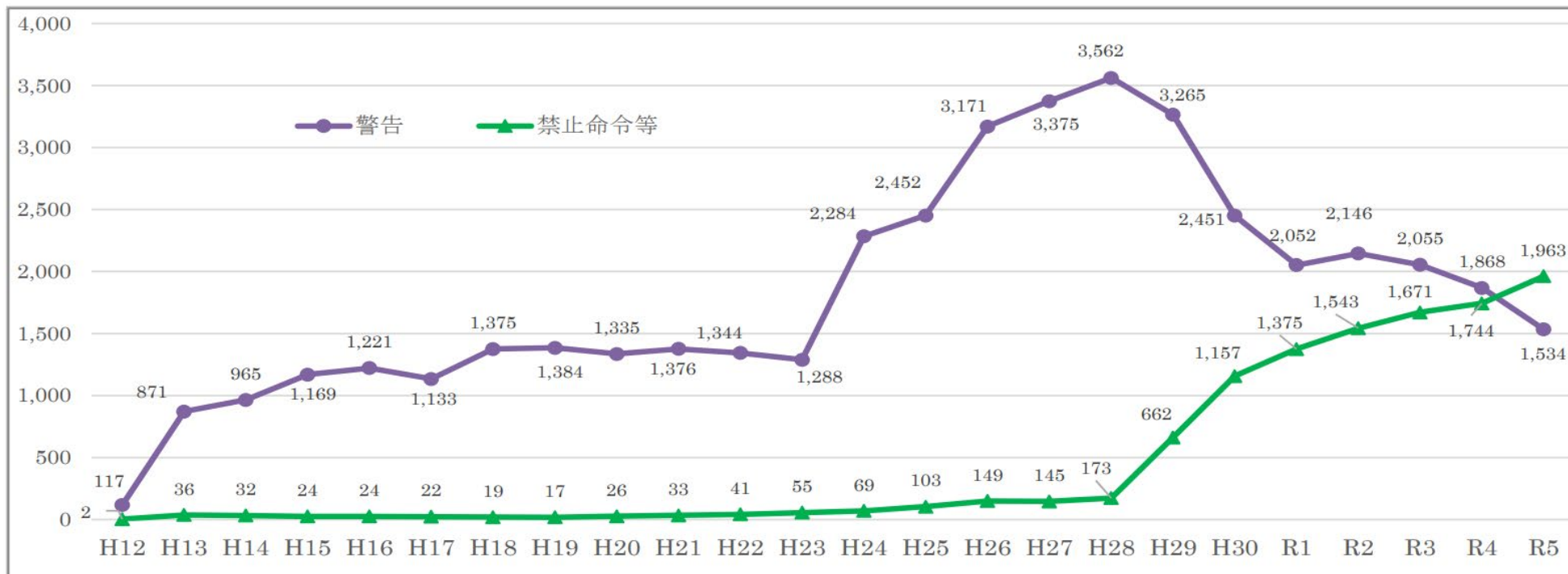


注）平成12年は、ストーカー規制法の施行日（11月24日）以降の件数

（出典）警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

警察におけるストーカー規制法に基づく行政措置

ストーカー規制法に基づく警告は、令和5年は1,534件（前年比-334件，-17.9%）と前年より減少。禁止命令等は、警告前置の廃止及び緊急禁止命令等の新設等を内容とする平成28年のストーカー規制法の改正法が施行された平成29年以降急増し、令和5年も1,963件（前年比+219件，+12.6%）と法施行後最多。

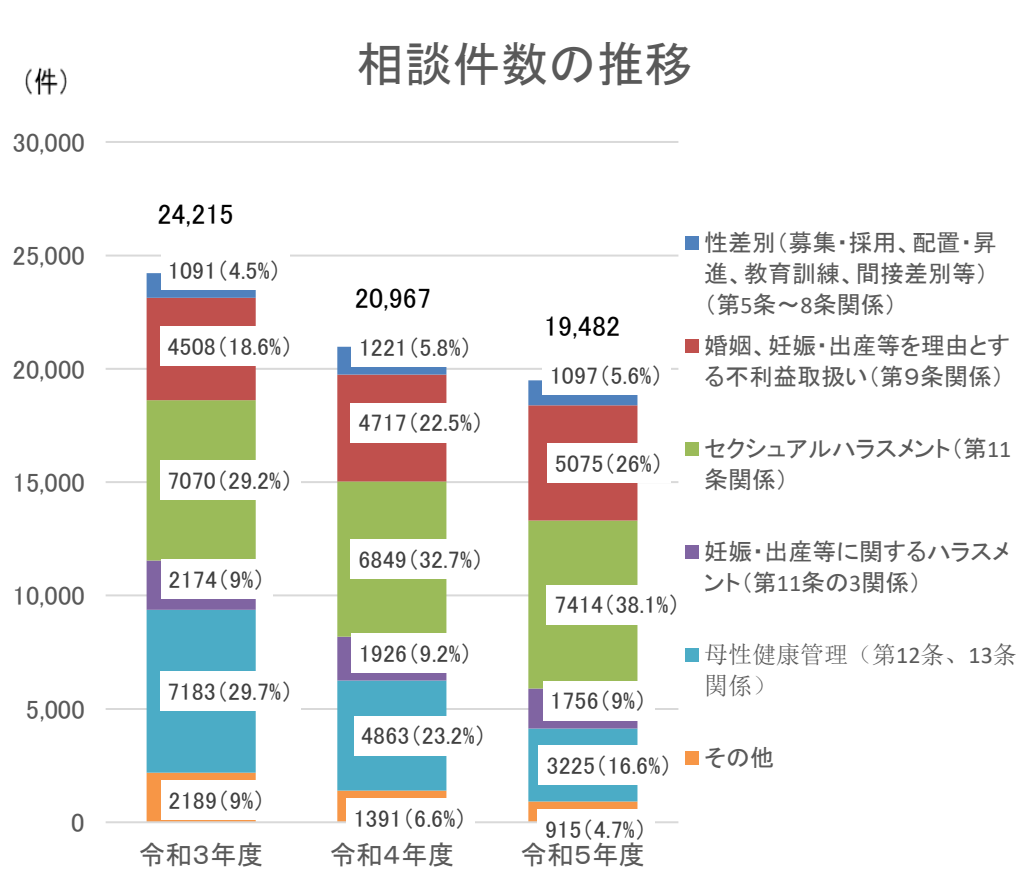


(出典) 警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

令和5年度労働局雇用環境・均等部(室)への相談件数・相談内容 (男女雇用機会均等法関係)

○均等法に係る相談は19,482件。

○労働者・事業主等からの相談内容は、「セクシュアルハラスメント」が38.1%を占めており、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」が26.0%、「母性健康管理」と続いている。



	件(%)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性差別(募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等) (第5条～8条関係)	1,091 (4.5%)	1,221 (5.8%)	1,097 (5.6%)
婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	4,508 (18.6%)	4,717 (22.5%)	5,075 (26.0%)
セクシュアルハラスメント(第11条関係)	7,070 (29.2%)	6,849 (32.7%)	7,414 (38.1%)
妊娠・出産等に関するハラスメント(第11条の3関係)	2,174 (9.0%)	1,926 (9.2%)	1,756 (9.0%)
母性健康管理(第12条、13条関係)	7,183 (29.7%)	4,863 (23.2%)	3,225 (16.6%)
その他	2,189 (9.0%)	1,391 (6.6%)	915 (4.7%)
合計	24,215 (100.0%)	20,967 (100.0%)	19,482 (100.0%)

資料出所：厚生労働省「令和5年度都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における法施行状況について」